

ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください

周防大島町では、家庭における健全な児童の養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、平成24年4月より福祉事務所（福祉課）内に家庭児童相談室を設置し、児童の養育など家庭内のさまざまな問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行っています。

また、ひとり親家庭等に対し総合的な自立支援を行うため、母子自立支援員による相談もお受けしています。

家庭児童相談（家庭相談員の相談支援内容）

0歳から18歳までの子どもさんに関する心配ごとについて、家庭相談員が相談に応じています。

こんな問題を抱えていませんか？

- 生活・情緒・生活習慣などの悩み
- ことばの遅れ、学習の遅れなど
- 学校、保育園などの生活で困った態度、不登校など
- 乱暴、家出、夜遊びなどの非行の悩み
- 子どもとの関わり方がわからない、いらいらしてつい叩いてしまう等の養育上の悩み
- 家族関係の悩み

※子どもに関することなら、何でもご相談ください。

※必要に応じて児童相談所、教育委員会、健康増進課等と連携しています。

※ご本人ご家族からだけに限らず学校、保育所（園）、近所のみなさまからのご相談にも応じています。

ひとり親家庭の相談（母子自立支援員の相談支援内容）

ひとり親家庭の皆さんや寡婦の方が抱えている様々な悩み事について、母子自立支援員が相談に応じ、問題解決のお手伝いやアドバイスを行います。

- 配偶者との死別、未婚、離婚などによるひとり親家庭の生活に関する相談全般
- 利用できる各種手当、制度に関する相談全般
- 子どもの高校・大学等の修学費用や母の技能習得費用、その他貸付に関する相談
- 資格取得、職業訓練、就職活動に関する相談

※相談は無料で、個人の秘密は守られますので安心してご相談ください。

※訪問などで不在の場合もありますので、あらかじめ電話でご確認ください。電話や手紙などでも相談できます。

◆受付窓口および問い合わせ

福祉課（福祉事務所） ☎0820（77）5505

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

軽自動車税の 減免制度のお知らせ

身体障害者等が所有もしくは使用する軽自動車等について、障害の程度により一定の要件を満たしている方には、軽自動車税の減免制度があります。軽自動車税の減免申請期限は5月26日（月）です。

なお、減免のできる自動車は一人の障がい者につき普通自動車を含め、一台に限られます。詳しくは、税務課または柳井県税事務所までお問い合わせください。

◆問い合わせ

○軽自動車税

☎0820（74）1008
税務課 課税第1班

○自動車税

☎0820（23）2121
柳井県税事務所